指導員等嘱託労働契約書（Ａ契約／更新）

株式会社〇〇〇〇自動車学校（以下、甲とする）と〇〇〇〇（以下、乙とする）とは、次のとおり労働契約を締結する。

第１条　甲は乙を契約社員として採用し、甲の教習指導員・技能検定員（以下、教習指導員等とする）として従事するために契約雇用し、乙は下記労働条件に服することを承諾した。

（１） 勤務場所　　　　雇入れ直後：株式会社〇〇自動車学校（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

変更の範囲：会社が定める営業所

（２）　勤務内容　　　　雇入れ直後：教習・講習・検定・受付・車両整備及び当該業務に付随する業務

変更の範囲：会社が定める業務

（３） 契約期間 令和〇〇年○○月○○日～令和〇〇年○○月○○日

（４） 勤務体系 勤務割等（配車表）は前日までに作成し提示するものとする。

（５） 所定労働時間 1日〇時間○○分、1週は1ヶ月を平均して40時間以内とする。

（６） 休日 〇週間に〇休

（７） 休憩等 休憩時間は1時間とするが、業務の内容によって休憩時間を定めるもの

とする。また、職務内容によって、50分毎に○○分の休憩とする。

第２条 乙は甲の指示に従い、教習指導員等と言う公共的重要性を十分認識し、誠実、勤勉に勤務することを約し、本契約を遵守するとともに、甲の定める就業規則に従うものとする。

第３条 乙は、甲が調査表・個人カードやマイナンバーなどの提出を求めた場合には、その指示に従い、

速やかに提出しなければならない。

第４条 第１条（６）の休日以外の休日・休暇・休業は次のとおりとする。

（１）その他会社が特に定めた日

（２）休暇・休業の種類は下記とする。

●年次有給休暇　●特別休暇　●産前産後休暇　●生理休暇　●子の看護・家族の看護休暇

●育児休業　●介護休業

　 ２　年次有給休暇・特別休暇以外は無給とし、特別休暇は試用期間経過者のみに適用される。

第５条 甲は、乙に対して、時間外・休日労働協定の範囲内において、業務の都合により所定労働時間を超えて延長し、または所定休日に労働を命じることがある。

２　所定時間外、休日に対して支払われる割増賃金率は、法定に定める基準により支給する。

（１）稼動等により法内残業に当たる場合は割増なし

（２）時間外労働月45時間以下は25%の割増

（３）時間外労働月45時間超～60時間以下は25%の割増

（４）時間外労働月60時間超は50%の割増

（５）法定外休日出勤は25％の割増

（６）法定内休日出勤は35％の割増

第６条 甲より乙に支払う賃金は次のとおりとする。

（１）業務時間給 ：　0,000円

（２）教習検定時間給 ：　0,000円

（３）高齢者講習時間給 ：　0,000円

（４）通勤費：上限26,000円とし、車通勤は通勤手当非課税限度額表、公共交通手段利用者は定期代を基本

として、別途定める運用規定での支給率を乗じたものとする。

２　給与計算に算入される対象時間は、1時間の内50分とし、インターバル10分間の内、教習準備時間相

当分（3分）は就業として業務時間給単価で計算するものとする。

　　　　３　昇給無。ただし、契約更新を行う場合は、評価に応じて金額を改定することがある。

４　賞与、退職金の支給はないものとする。

第７条 毎月15日を締め切りとし、当月25日（支払いが銀行休業日に当るときはその翌日）に乙の指定する金融機

関の預金口座への振込で支払う。

第８条 乙の厚生年金保険・健康保険及び雇用保険、労災保険については、法の定めるところによる。

第９条 教習指導員実務1年以上経過した後、乙の申請を受け、正社員への登用を審議することができる。

　　　　但し、60歳以上の者を除く。

第１０条　甲は乙に対して、転籍を依頼すること又は出向を命じることがある。

第１１条　乙は本契約中に退職する場合、甲に対し９０日前迄に予告しなければならない。

第１２条　乙が下記各号の一つに該当する場合は、契約期間中においても、前条に係わらず、甲は一方的に本契約を

解除することが出来る。

1. 管理者より解任届が提出されたとき
2. 理由の如何に関わらず、教習指導員として選任されないとき
3. 教習指導員等として、不適当な言動や人格の欠如が認められるとき
4. 精神又は身体の障害のため業務に堪えられないと認められるとき
5. 労働能率が著しく劣り、向上の見込みがないと認められるとき
6. 他人に暴行、脅迫を加え、もしくは業務を妨害したとき
7. 故意又は重大な過失により、甲の機密を漏らし、又は甲の名誉、信用を毀損し、又は甲に重大な損害を与えたとき
8. 甲の都合により、事業計画に変更があり、その対象として乙の就業が不能と判断したとき
9. 会社都合により解雇通知したとき
10. 公序良俗風紀等に抵触したとき
11. その他、勤務不良等前各号に準じるもの

第１３条　乙が故意、又は重大な過失により、甲に損害を与えた場合は、身元保証人と連帯して損害を賠償すること

を承諾する。

第１４条　契約期間終了時の取り扱いは次の通りとする。

1. 契約更新の有無

☑更新する場合があり得る　　　　□契約の更新はしない

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　（２）　契約の更新の有無は次により判断する

　　　　　　☑契約期間満了時の業務量　　　　☑勤務成績・態度　　　　　　☑能力

　　　　　　☑会社の経営状況　　　　　　　　☑従事している業務の進捗状況

　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

第１５条　定年後の有期契約通算期間が通算5年を超えた場合でも、無期転換申込権は発生しない

（有期特措法による第二種計画認定）。

第１６条　上記以外の内容については、就業規則に準じる。

「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」については、別紙「お知らせ」のとおり。

乙は上記条項の内容並びに契約内容を承諾し、この契約の成立を証するため、甲、乙の署名・押印の上、各々所有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　甲　　　　　　住　　　所　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　会　社　名　株式会社〇〇〇〇自動車学校

　　　　　　　　　　　代表取締役　 印

　　　　乙 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

生年月日　　　　　　年　　　月　　　日　（　　　）歳

　　　　身元保証人　　□　既届「身元保証書」のとおり令和　年　月　日までの保証人は届け済です。

　　　　　　　　　　　　届済保証人名（　　　　　）年齢（　）続柄（　　　）

☑　既届け者の満5年経過、もしくは既届け者の保証人としての身分喪失により、

新たに別紙「身元保証書」によりお届けします。

　新たな保証人名（　　　　　　　）年齢（　　）続柄（　　　　　）